



運送約款の一部改定について

東急電鉄株式会社

1. 改定規則

旅客営業規則

2. 改定日

2023年3月1日(水)初電より

3. 改定内容

[2023年3月1日からの旅客営業規則はこちらをご覧ください。](#)

[2023年2月28日までの旅客営業規則はこちらをご覧ください。](#)

4. 新旧対照表

別紙をご覧ください。

以上

現行	改定
<p style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2019. 10. 1 制定 2022. 12.16 改定</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(この規則の適用範囲)</p> <p>第2条 当社が経営する鉄道、軌道による旅客の運送等については、別に規定する場合を除いてこの規則を適用する。</p> <p>2 旅客鉄道会社線または他社線との連絡による運送等については、旅客連絡運輸規則の規定による。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「鉄道」とは、東横線、目黒線、田園都市線、大井町線、池上線、東急多摩川線およびこどもの国線をいう。</p> <p>(2) 「軌道」とは、世田谷線をいう。</p> <p>(3) 「旅行開始」とは、鉄道においては、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。入場改札省略駅から乗車する場合は、その乗車することをいう。また、軌道におい</p>	<p style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2019. 10. 1 制定 2023. 3. 1 改定</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(この規則の適用範囲)</p> <p>第2条 当社が経営する鉄道、軌道による旅客の運送等については、別に規定する場合を除いてこの規則を適用する。</p> <p>2 旅客鉄道会社線または他社線との連絡による運送等については、<u>別に定める場合を除き、東日本旅客鉄道株式会社が制定する</u>旅客連絡運輸規則の規定による。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「鉄道」とは、東横線、目黒線、田園都市線、大井町線、池上線、東急多摩川線およびこどもの国線をいう。</p> <p>(2) 「軌道」とは、世田谷線をいう。</p> <p>(3) 「旅行開始」とは、鉄道においては、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。入場改札省略駅から乗車する場合は、その乗車することをいう。また、軌道におい</p>

ては、乗車券の改札または引渡し、もしくは旅客運賃の支払いをして、入場または乗車することをいう。

- (4) 「乗車券類」とは、乗車券および座席指定券をいう。
- (5) 「座席指定列車」とは、列車において座席を指定した列車をいう。
- (6) 「旅客鉄道会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社およびその連絡運輸範囲をいう。

(中略)

(運賃・料金前払いの原則)

第4条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって所定の運賃・料金を前払いするものとする。ただし、当社において特に認めた場合は後払いとすることができる。

2 旅客は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃を当該各号に定める証券等によって、支払う（乗車券類との引換えを含む。）ことができる。

- (1) 普通旅客運賃、回数旅客運賃及び料金（大井町線座席指定料金は除く。）については、ICカード乗車券取扱規則（2019年10月1日制定）第2条第1項定めるICカード乗車券
- (2) 定期旅客運賃については、当社が特に認めた商品券または、「TOP」、「VISA」、「DC」、「MasterCard」、「JCB」、「AMERICAN EXPRESS」、「Diners Club」の各ブランドが記載された決済できるカード。

ては、乗車券の改札または引渡し、もしくは旅客運賃の支払いをして、入場または乗車することをいう。

- (4) 「乗車券類」とは、乗車券および座席指定券をいう。
- (5) 「座席指定列車」とは、列車において座席を指定した列車をいう。
- (6) 「旅客鉄道会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社の経営する鉄道をいう。

(中略)

(運賃・料金前払いの原則)

第4条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって所定の運賃・料金を前払いするものとする。ただし、当社において特に認めた場合は後払いとすることができる。

2 旅客は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃を当該各号に定める証券等によって、支払う（乗車券類との引換えを含む。）ことができる。

- (1) 普通旅客運賃、回数旅客運賃及び料金（大井町線座席指定料金は除く。）については、ICカード乗車券取扱規則（2019年10月1日制定）第2条第1項に定めるICカード乗車券
- (2) 定期旅客運賃については、当社が特に認めた商品券または、「TOP」、「VISA」、「DC」、「MasterCard」、「JCB」、「AMERICAN EXPRESS」、「Diners Club」の各ブランドが記載された、当社において決済できるカード。

(中略)

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客またはそこを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することができる。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において、他社線または自動車等の運輸機関の利用、またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に提示した場合は、その不通区間を開通したものとみなして、すでに乗車券を所持している旅客および軌道における旅行開始後の旅客に限り運送の取扱いをする。

(中略)

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(中略)

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客またはそこを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することができる。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において、他社線または自動車等の運輸機関の利用、またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に揭示した場合は、その不通区間を開通したものとみなして、すでに乗車券を所持している旅客および軌道における旅行開始後の旅客に限り運送の取扱いをする。

(中略)

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日を算入して計算する。
2 期間の初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。始期および終期の例は、次のとおりとする。

(例1) 3月20日から1日間とは3月20日のみ

(例2) 6月1日から1か月間とは、6月30日まで

(例3) 11月30日から3か月間とは、2月28日(平年の場合)

または2月29日(閏年の場合)まで

(中略)

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 乗車券

ア 普通乗車券 { 片道乗車券
往復乗車券

イ 定期乗車券 { 通勤定期乗車券
通学定期乗車券

ウ 回数乗車券 { 普通回数乗車券
時差回数乗車券
土・休日割引回数乗車券

エ 団体乗車券

オ 貸切乗車券

(2) 座席指定券

(乗車券類の発売箇所および発売方法)

第19条 乗車券類は旅客が乗車する駅において、乗車券類発売機
または係員により発売する。ただし、定期乗車券、回数乗車券、団
体乗車券、貸切乗車券および座席指定券については、当社が指定し
た駅において発売する。

(中略)

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 乗車券

ア 普通乗車券 { 片道乗車券
往復乗車券

イ 定期乗車券 { 通勤定期乗車券
通学定期乗車券

ウ 回数乗車券 普通回数乗車券

エ 団体乗車券

オ 貸切乗車券

(2) 座席指定券

(乗車券類の発売箇所および発売方法)

第19条 乗車券類は旅客が乗車する駅において、乗車券類発売機
または係員により発売する。ただし、定期乗車券、普通回数乗車
券、団体乗車券、貸切乗車券および座席指定券については、当社が
指定した駅において発売する。

2 係員の承諾を得て乗車券を所持しないで乗車した旅客に対しては、前項の規定にかかわらず着駅において運賃を精算する。ただし、座席指定列車においては、当該列車の座席指定券を所持しないで乗車した旅客は、第 61 条第 3 項に規定する車内座席指定券を当該列車内において発売する。

3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が設置した乗車券類臨時発売所または乗車券類の発売を委託した箇所において発売することができる。

4 旅客運賃割引証によって購入する乗車券は、乗車後において発売しない。ただし、当社が認めた場合は、着駅において割引旅客運賃を精算することができる。

5 削除

(乗車券類の発売範囲)

第 20 条 駅における乗車券類の発売は、発売駅から有効なもののみとする。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、発売駅以外から有効なものを発売することができる。

- (1) 定期乗車券
- (2) 回数乗車券
- (3) 団体乗車券または貸切乗車券
- (4) 座席指定券
- (5) 第 73 条第 2 項第 4 号の規定による座席指定券の乗車区間に対する

2 係員の承諾を得て乗車券を所持しないで乗車した旅客に対しては、前項の規定にかかわらず着駅において運賃を精算する。ただし、座席指定列車においては、当該列車の座席指定券を所持しないで乗車した旅客は、第 61 条第 3 項に規定する座席指定券を当該列車内において発売する。

3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が設置した乗車券類臨時発売所または乗車券類の発売を委託した箇所において発売することができる。

4 旅客運賃割引証によって購入する乗車券は、乗車後において発売しない。ただし、当社が認めた場合は、着駅において[旅客運賃割引証による](#)割引を[適用した旅客運賃](#)の精算をすることができる。

5 削除

(乗車券類の発売範囲)

第 20 条 駅における乗車券類の発売は、発売駅から有効なもののみとする。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、発売駅以外から有効なものを発売することができる。

- (1) 定期乗車券
- (2) [普通](#)回数乗車券
- (3) 団体乗車券または貸切乗車券
- (4) 座席指定券
- (5) 第 73 条第 2 項第 4 号の規定による座席指定券の乗車区間に対する普通乗車券

普通乗車券

- 2 削除
- 3 車内において発売する車内座席指定券は、旅客の乗車した当該列車に有効なものに限って発売することができる。

(中略)

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第 30 条 当社の指定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、または救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第 31 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

- 2 被救護者が、老幼、虚弱、障害のためまたは逃亡するおそれがあるため、被救護者と付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人を限って前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(中略)

2 削除

- 3 車内において発売する座席指定券は、旅客の乗車した当該列車に有効なものに限って発売することができる。

(中略)

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第 30 条 旅客鉄道会社の指定した救護する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、または救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第 31 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

- 2 被救護者が、老幼、虚弱、障害のためまたは逃亡するおそれがあるため、被救護者と付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人を限って前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(注) 付添人が往路を単独で旅行し、復路に被救護者の付添をする場合は、その往路について割引の普通乗車券を発売しない。

(中略)

(乗継割引普通乗車券の発売)

第 32 条の 2 旅客が、別に定めるところによる当社と連絡運輸を行う旅客鉄道会社線、他社線およびこどもの国線との特定区間に乗継いで乗車する場合は、乗継ぎの割引普通乗車券を発売することがある。

(中略)

(普通回数乗車券の発売)

第 39 条 鉄道または軌道の同一区間をしばしば乗車する旅客に対しては、11 券片の普通回数乗車券を発売する。

(時差回数乗車券の発売)

第 39 条の 2 鉄道または軌道の同一区間を平日ダイヤ運転日の 10 時から 16 時に限定して乗車する旅客または土曜日、日曜日、国民の祝日もしくは休日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日および 1 月 3 日の土・休日ダイヤ運転日に限定して乗車する旅客（小児を除く。）に対しては、12 券片の時差回数乗車券を発売する。

(乗継割引普通乗車券の発売)

第 32 条の 2 旅客が、次に掲げる旅客鉄道会社線、他社線およびこどもの国線との特定区間を乗り継いで乗車する場合は、割引の乗継片道普通乗車券を発売することがある。

※添付表省略（改訂案本文 同条項参照）※

(中略)

(普通回数乗車券の発売)

第 39 条 旅客が、第 40 条または別の規程の定めるところによる割引条件に該当する場合は、鉄道または軌道の同一区間をしばしば乗車する旅客に対しては、11 券片の普通回数乗車券を発売する。
ただし、鉄道にあつては片道乗車券を発売できる区間に限るものとする。

第 39 条の 2 削除

(土・休日割引回数乗車券の発売)

第 39 条の 3 鉄道または軌道の同一区間を土曜日、日曜日、国民の祝日もしくは休日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日および 1 月 3 日の土・休日ダイヤ運転日に限定して乗車する旅客（小児を除く。）に対しては、14 券片の土・休日割引回数乗車券を発売する。

(中略)

(団体乗車券の発売)

第 43 条 発着駅および経路を同じくする次の各号の 1 に該当する団体の旅客で、当社が運送引受をしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 次の 1 に該当する学校等の学生等が 25 人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師および看護婦を含む。以下同じ。）またはこれと同行する旅行者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき（・・・）地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するへき（・・・）地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が 25 人未満のときであってもこの取扱いをする。

(ア) 指定学校の学生（第 40 条第 1 号に規定する学生を除く。）・生徒・児童または幼児

(イ) 児童福祉法第 39 条に規定する保育所及び同法第 39 条の 2 に規

第 39 条の 3 **削除**

(中略)

(団体乗車券の発売)

第 43 条 発着駅および経路を同じくする次の各号の 1 に該当する団体の旅客で、当社が運送引受をしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 次の 1 に該当する学校等の学生等が 25 人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師および看護師を含む。以下同じ。）またはこれと同行する旅行者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき（・・・）地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するへき（・・・）地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が 25 人未満のときであってもこの取扱いをする。

(ア) 指定学校の学生・生徒・児童または幼児

(イ) 児童福祉法 **(昭和 22 年法律第 164 号)** 第 39 条に規定する保育所および同法第 39 条の 2 に規定する幼保連携型認定こども園 **(以下「保育所等」という。)** の児童

(ウ) 削除

定する幼保連携型認定こども園の児童

(ウ) 削除

(エ) 削除

イ アの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とする。

(ア) 幼稚園の幼児、保育所および幼保連携型認定こども園の児童または小学校第 3 学年以下の児童であるとき。

(イ) 障害または虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

(2) 普通団体

前号以外の旅客 25 人以上によって構成された責任ある代表者が引率する団体。

2 当社において特に必要と認めた団体旅客に対しては、前項に規定された団体でなくても旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがある。

(団体旅客運送の申込み)

第 45 条 旅客が第 43 条の規定によって団体乗車券を購入しようとするときは、あらかじめ、その人員・行程・乗車希望時間等輸送計画に必要な事項を記載した団体乗車申込書を提出し、当社の承認をうけなければならない。

2 団体乗車申込書の様式は、次のとおりとする。

(エ) 削除

イ アの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とする。

(ア) 幼稚園の幼児、保育所等の児童または小学校第 3 学年以下の児童であるとき。

(イ) 障害または虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

(2) 普通団体

前号以外の旅客 25 人以上によって構成された責任ある代表者が引率する団体。

2 当社において特に必要と認めた団体旅客に対しては、前項に規定された団体でなくても旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがある。

(団体旅客運送の申込み)

第 45 条 旅客が第 43 条の規定によって団体乗車券を購入しようとするときは、あらかじめ、その人員・行程・乗車希望時間等輸送計画に必要な事項を記載した団体乗車申込書を提出し、当社の承認をうけなければならない。

2 団体乗車申込書の様式は、次のとおりとする。

※添付図省略

※添付図省略

団体乗車の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学生団体 教育長または学校長（保育所・勤労青年学校または青年学級の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体 代表者

(中略)

(旅客運賃・料金の種類)

第 65 条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 普通旅客運賃 { 片道普通旅客運賃
往復普通旅客運賃

(2) 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃

{ 普通回数旅客運賃

{ 時差回数旅客運賃

{ 休日回数旅客運賃

3 第 1 項の規定による場合の団体乗車の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学生団体 教育長または学校長（保育所等の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体 代表者

(中略)

(旅客運賃・料金の種類)

第 65 条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 普通旅客運賃 { 片道普通旅客運賃
往復普通旅客運賃

(2) 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃

(3) 回数旅客運賃

(3) 回数旅客運賃

(4) 団体旅客運賃

(5) 貸切旅客運賃

(6) 座席指定料金

(中略)

(鉄道旅客運賃計算上のキロ程の計算方)

第 68 条 キロ程を使用して鉄道（こどもの国線を除く。）の旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、同一方向に連続する場合に限り、キロ程を通算して計算する。ただし、当社と連絡運輸を行う旅客鉄道会社線または他社線が中間に介在する場合、これを通じて連絡乗車券を発売するときは、前後の区間のキロ程を打ち切って各別のキロ程によって計算した運賃の合計額を旅客運賃とする。

(中略)

(回数旅客運賃)

(4) 団体旅客運賃

(5) 貸切旅客運賃

(6) 座席指定料金

(中略)

(鉄道旅客運賃計算上のキロ程の計算方)

第 68 条 キロ程を使用して鉄道（こどもの国線を除く。）の旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、同一方向に連続する場合に限り、キロ程を通算して計算する。ただし、当社と連絡運輸を行う旅客鉄道会社線または他社線が中間に介在する場合、これを通じて連絡乗車券を発売するときは、前後の区間のキロ程を打ち切って各別のキロ程によって計算した運賃の合計額を旅客運賃とする。

2 計算経路の一部もしくは全部が複乗となる場合は、折り返しとなる駅の前後の区間のキロ程を打ち切って計算する。

(中略)

(回数旅客運賃)

第 106 条 鉄道の回数旅客運賃は、次の各号に定める運賃に第 107 条または別の規程に定める割引を適用する。

第 106 条 鉄道の回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃、時差回数旅客運賃および土・休日割引回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。
 - (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。
- 2 軌道の普通回数旅客運賃は 1,500 円および 800 円、時差回数旅客運賃および土・休日割引回数旅客運賃は 1,500 円とする。

(通学用割引普通回数旅客運賃)

第 107 条 第 40 条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引をする。

- (1) 第 40 条第 1 項第 1 号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について 2 割引
- (2) 第 40 条第 1 項第 2 号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について 5 割引

(中略)

(小児用乗車券類の効力の特例)

(1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

(2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

2 軌道の回数旅客運賃は 1,500 円および 800 円とする。

(通学用割引回数旅客運賃)

第 107 条 第 40 条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって回数旅客運賃の割引をする。

- (1) 第 40 条第 1 項第 1 号に規定する学生に対しては、大人回数旅客運賃について 2 割引
- (2) 第 40 条第 1 項第 2 号に規定する生徒に対しては、大人回数旅客運賃について 5 割引

(中略)

(小児用乗車券類の効力の特例)

第 152 条 小児用の乗車券類（定期乗車券、回数乗車券を除く。）は、その有効期間中に使用旅客の年齢が 12 才に達した後も第 147 条の規定にかかわらず、使用することができる。

（中略）

（回数乗車券の同時使用）

第 163 条 大人用の普通回数乗車券を小児が同時に使用する場合は、第 147 条の規定にかかわらず 1 券片をもって小児 2 人が乗車することができる。

2 軌道の 1,500 円の普通回数乗車券も前項に準ずる。

（割引普通回数乗車券の効力）

第 163 条の 2 前条の規定にかかわらず、旅客運賃割引証によって購入した割引普通回数乗車券を所持する旅客は、当該回数乗車券を同行する旅客と同時に使用することができない。

（中略）

（乗車券が前途無効となる場合）

第 165 条 乗車券（往復または回数乗車券については、その使用する券片。）は、次の各号の 1 に該当する場合その後の乗車については無効として回収する。

(1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。

第 152 条 小児用の乗車券類（定期乗車券、普通回数乗車券を除く。）は、その有効期間中に使用旅客の年齢が 12 才に達した後も第 147 条の規定にかかわらず、使用することができる。

（中略）

第 163 条 削除

（割引普通回数乗車券の効力）

第 163 条の 2 旅客運賃割引証によって購入した割引普通回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限り有効とする。当該普通回数乗車券を同行する旅客と同時に使用することができない。

（中略）

（乗車券が前途無効となる場合）

第 165 条 乗車券（往復または普通回数乗車券については、その使用する券片。）は、次の各号の 1 に該当する場合その後の乗車については無効として回収する。

(1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。

- (2) 旅客が第 312 条の取扱いをうけたとき。
- (3) 鉄道営業法第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 167 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第 25 条第 1 項の規定によって無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 乗車券の券面表示事項もしくは磁気情報をぬり消しまたは改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券もしくは回数乗車券または普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯しないとき。
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第 155 条に規定する場合を除く。
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間

- (2) 旅客が第 312 条の取扱いをうけたとき。
- (3) 鉄道営業法第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 167 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第 25 条第 1 項の規定によって無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 乗車券の券面表示事項もしくは磁気情報をぬり消しまたは改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券もしくは普通回数乗車券または普通乗車券と普通回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯しないとき。
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第 155 条に規定する場合を除く。

を乗車したとき。

- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 152 条に規定する場合を除く。
- (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- (13) 時差回数乗車券および土・休日割引回数乗車券を第 39 条の 2 または第 39 条の 3 に規定する日、曜日、時間以外に使用したとき。
- (14) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第 168 条 定期乗車券は次の各号の 1 に該当する場合、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格・氏名・年令・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 定期乗車券の券面に表示された事項もしくは磁気情報をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない 2 枚以上の定期乗車券を使用して、その各券

(10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 152 条に規定する場合を除く。
- (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- (13) **削除**
- (14) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第 168 条 定期乗車券は次の各号の 1 に該当する場合、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格・氏名・年令・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 定期乗車券の券面に表示された事項もしくは磁気情報をぬり消し、または改変して使用したとき。

面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第 170 条の規定によって証明書を携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外を乗車したとき。
- (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(中略)

(乗車券類の駅名等の表示方)

第 187 条 乗車券類の駅名、旅客運賃の表示方は次の各号による。

- (1) 乗車券の発駅名、着駅名は旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券および貸切乗車券の乗車区間については、実際に乗降する駅名を表示する。
- (2) 普通片道乗車券にあつては、着駅名を「東急線何円区間」の例によ

(5) 区間の連続していない 2 枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または普通回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第 170 条の規定によって証明書を携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外を乗車したとき。
- (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(中略)

(乗車券類の駅名等の表示方)

第 187 条 乗車券類の駅名、旅客運賃の表示方は次の各号による。

- (1) 乗車券の発駅名、着駅名は旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券および貸切乗車券の乗車区間については、実際に乗降する駅名を表示する。

り金額をもって、または発着駅名を略図をもって表示することがある。

- (3) 同一方向に旅客運賃同額区間がある場合の着駅名は、最遠駅名を表示することがある。
- (4) 回数乗車券にあつては、発駅名を乗車の際表示し、着駅名を「何円区間」の例により金額をもって表示することがある。

(中略)

(旅客運賃の割引等に対する表示) ※図省略

第 188 条 旅客運賃の割引等を行う乗車券には、その証として、関係券面の表面に次の各号に定める記号の表示および押印等を行う。

(1) 旅客運賃を割引するもの

ア 第 93 条の規定による被救護者割引

(ア) 被救護者用

- ・窓口処理機で発売する場合の券面表示 (左)
- ・補充券で発売する場合の券面表示 (右)

(イ) 付添人用

- ・窓口処理機で発売する場合の券面表示 (左)
- ・補充券で発売する場合の券面表示 (右)

イ 第 107 条第 1 号の規定による学生割引

- ・窓口処理機で発売する場合の券面表示 (左)

(2) 普通片道乗車券にあつては、着駅名を「東急線何円区間」の例により金額をもって、または発着駅名を略図をもって表示することがある。

(3) 同一方向に旅客運賃同額区間がある場合の着駅名は、最遠駅名を表示することがある。

(4) 普通回数乗車券にあつては、発駅名を乗車の際表示し、着駅名を「何円区間」の例により金額をもって表示することがある。

(中略)

(旅客運賃の割引等に対する表示) ※図省略

第 188 条 旅客運賃の割引等を行う乗車券には、その証として、関係券面の表面に次の各号に定める記号の表示および押印等を行う。

(1) 旅客運賃を割引するもの

ア 第 93 条の規定による被救護者割引

(ア) 被救護者用

- ・窓口処理機で発売する場合の券面表示 (左)
- ・補充券で発売する場合の券面表示 (右)

(イ) 付添人用

- ・窓口処理機で発売する場合の券面表示 (左)
- ・補充券で発売する場合の券面表示 (右)

イ 第 107 条第 1 号の規定による学生割引

- ・世田谷線回数乗車券の券面表示（中）
- ・補充券で発売する場合の券面表示（右）

ウ 第 107 条第 2 号の規定による学生割引
窓口処理機で発売する場合の券面表示（左）
世田谷線回数乗車券の券面表示（中）
補充券で発売する場合の券面表示（右）

（中略）

（常備回数乗車券の様式）

第 203 条 常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 鉄道用（こどもの国線を除く）

ア 普通回数乗車券 イ 時差回数乗車券 ウ 土・休日割引回数乗車券

※図省略

(2) 鉄道用（こどもの国線）

ア 普通回数乗車券 イ 時差回数乗車券 ウ 土・休日割引回数乗車券

※図省略

- ・窓口処理機で発売する場合の券面表示（左）
- ・世田谷線普通回数乗車券の券面表示（中）
- ・補充券で発売する場合の券面表示（右）

ウ 第 107 条第 2 号の規定による学生割引
窓口処理機で発売する場合の券面表示（左）
世田谷線普通回数乗車券の券面表示（中）
補充券で発売する場合の券面表示（右）

（中略）

（常備回数乗車券の様式）

第 203 条 常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 鉄道用（こどもの国線を除く）

通学用割引普通回数乗車券（拡大・通高）、割引普通回数乗車券

※図省略

(2) 鉄道用（こどもの国線）

通学用割引普通回数乗車券（拡大・通高）、割引普通回数乗車券

※図省略

備考(1) 券番は、親番に付属して、1番からの連番を表示する。
(2) 券面中央部余白に乗車駅名または乗車駅コードを印字する。(自動改札機のみ)

(3) 裏面に磁気膜を塗布し無地とする。

(3) 軌道用

ア 普通回数乗車券
(新様式)

(旧様式)

※図省略

(以下省略)

※新様式は、券番を除き表裏同一

イ 時差回数乗車券

備考(1) 券番は、親番に付属して、1番からの連番を表示する。
(2) 券面中央部余白に乗車駅名または乗車駅コードを印字する。(自動改札機のみ)

(3) 第40条に規定する通学用割引普通回数乗車券にあっては、第188条(1)イまたはウに定める表示を、別の規程の定めるところによる割引にあっては、その規程で定める割引表示を券面に行い発行する。

(4) 裏面に磁気膜を塗布し無地とする。

(3) 軌道用

ア 通学用(放大)割引普通回数乗車券

(2019年10月1日からの様式) (2019年9月30日までの様式)

※図省略

(以下省略)

(以下省略)

※2019年10月1日からの様式は、券番を除き表裏同一

(新様式)

(旧様式)

※図省略

(以下省略)

(以下省略)

※新様式は、券番を除き表裏同一

ウ 土・休日割引回数乗車券

(新様式)

(旧様式)

※図省略

(以下省略)

(以下省略)

※新様式は、券番を除き表裏同一

エ 通学用（放大）割引普通回数乗車券

(新様式)

(旧様式)

※図省略

(以下省略)

(以下省略)

※新様式は、券番を除き表裏同一

オ 通学用（通高）割引普通回数乗車券
（新様式） （旧様式）

※図省略

（以下省略） （以下省略）

※新様式は、券番を除き表裏同一

カ 割引普通回数乗車券
（新様式） （旧様式）

※図省略

（以下省略） （以下省略）

※新様式は、券番を除き表裏同一

（回数乗車券の改札および引渡し）

イ 通学用（通高）割引普通回数乗車券
（2019年10月1日からの様式） （2019年9月30日までの様式）

※図省略

（以下省略） （以下省略）

※2019年10月1日からの様式は、券番を除き表裏同一

ウ 割引普通回数乗車券
（2019年10月1日からの様式） （2019年9月30日までの様式）

※図省略

（以下省略） （以下省略）

※2019年10月1日からの様式は、券番を除き表裏同一

（中略）

第 232 条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際、当該乗車券を自動改札機に投入または係員に呈示して入鋏を受け（入場改札省略駅を除く。）、旅行を終了したときは、これを自動改札機に投入または係員に引き渡すものとする。ただし、軌道においては、旅行を開始する際、当該乗車券を駅または車内に備え付けの運賃箱に納入するものとする。

（中略）

（割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限）

第 243 条 区間、経路等に制限のある種類の割引乗車券または回数乗車券を所持する旅客に対しては乗車変更の取扱いをしない。ただし、別に定める乗継割引旅客運賃適用区間連絡における乗継割引普通乗車券はこの限りでない。

（中略）

（乗車券類の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受）

第 264 条 旅客が、次の各号の 1 に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とあわせて收受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。

（回数乗車券の改札および引渡し）

第 232 条 普通回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際、当該乗車券を自動改札機に投入または係員に呈示して入鋏を受け（入場改札省略駅を除く。）、旅行を終了したときは、これを自動改札機に投入または係員に引き渡すものとする。ただし、軌道においては、旅行を開始する際、当該乗車券を駅または車内に備え付けの運賃箱に納入するものとする。

（中略）

（割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限）

第 243 条 区間、経路等に制限のある種類の割引乗車券または普通回数乗車券を所持する旅客に対しては乗車変更の取扱いをしない。ただし、別に定める乗継割引旅客運賃適用区間連絡における乗継割引普通乗車券はこの限りでない。

（中略）

（乗車券類の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受）

第 264 条 旅客が、次の各号の 1 に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とあわせて收受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。

ただし、旅客が悪意なく、その証明のできる場合は、この限りでない。

- (3) 第 167 条または第 168 条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
 - (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒みまたは取集めの際に引渡しをしないとき。
 - (5) 軌道において乗車券の呈示および相当旅客運賃を備付けの料金箱に納入しないで乗車したとき。
- 2 旅客が第 167 条第 1 項第 6 号の規定により無効となる 2 以上の回数乗車券で乗車した場合は、前項の規定にかかわらず、各回数乗車券の券面に表示された区間と区間外を通じた区間を、その回数乗車券の使用された券片の少ない方の使用済みの券片に対して、1 券片毎に 1 回ずつ乗車したとみなして計算した前項の規定による旅客運賃および増運賃を、当該旅客から収受する。
- 3 団体旅客がその乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は第 4 項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃および増運賃を、その団体申込者から収受する。
- 4 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させたときは、第 167 条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけをその団体申込者から第 1 項本文の規定による旅客運賃および増運賃を収受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

(2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入缺を受けないで乗車したとき。ただし、旅客が悪意なく、その証明のできる場合は、この限りでない。

- (3) 第 167 条または第 168 条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
 - (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒みまたは取集めの際に引渡しをしないとき。
 - (5) 軌道において乗車券の呈示および相当旅客運賃を備付けの料金箱に納入しないで乗車したとき。
- 2 旅客が第 167 条第 1 項第 6 号の規定により無効となる 2 以上の普通回数乗車券で乗車した場合は、前項の規定にかかわらず、各普通回数乗車券の券面に表示された区間と区間外を通じた区間を、その普通回数乗車券の使用された券片の少ない方の使用済みの券片に対して、1 券片毎に 1 回ずつ乗車したとみなして計算した前項の規定による旅客運賃および増運賃を、当該旅客から収受する。
- 3 団体旅客がその乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は第 4 項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃および増運賃を、その団体申込者から収受する。
- 4 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させたときは、第 167 条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけをその団体申込者から第 1 項本文の規定による旅客運賃および増運賃を収受する。

第 265 条 第 168 条第 1 項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第 2 項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 第 168 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの 1 に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（同項第 5 号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは発見日に近い日）から、同項第 7 号に該当する場合は、その使用資格を失った日から、同項第 8 号に該当する場合は、その発売の日から、同項第 9 号に該当する場合は、その有効期間満了の日の翌日から、それぞれ無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第 5 号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間）を毎日 1 往復（または 2 回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (2) 第 168 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券および回数乗車券の券面に表示された区間とその区間外を通じた区間を、その回数乗車券の使用された券片に対して 1 券片ごとに 1 回ずつ往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (3) 第 168 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したときおよび同項第 10 号から第 12 号までの 1 に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

（定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受）

第 265 条 第 168 条第 1 項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第 2 項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 第 168 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの 1 に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（同項第 5 号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは発見日に近い日）から、同項第 7 号に該当する場合は、その使用資格を失った日から、同項第 8 号に該当する場合は、その発売の日から、同項第 9 号に該当する場合は、その有効期間満了の日の翌日から、それぞれ無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第 5 号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間）を毎日 1 往復（または 2 回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (2) 第 168 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、**普通**回数乗車券を使用したときは、定期乗車券および**普通**回数乗車券の券面に表示された区間とその区間外を通じた区間を、その**普通**回数乗車券の使用された券片に対して 1 券片ごとに 1 回ずつ往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (3) 第 168 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したときおよび同項第 10 号から第 12 号までの 1 に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

(中略)

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第 268 条 旅客が旅行開始後乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については、第 264 条および第 266 条の規定による旅客運賃・料金および増運賃・増料金を前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、また係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して増運賃・増料金は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅または大井町線座席指定列車内において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または回数乗車券を使用の旅客はこの限りでない。

3 第 1 項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券および回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(中略)

(使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし)

第 272 条 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚（普通回数乗車券は 11 券片、時差回数乗車券は 12 券片、土・休日割引回数乗車券は 14 券片を 1 枚とす

(中略)

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第 268 条 旅客が旅行開始後乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については、第 264 条および第 266 条の規定による旅客運賃・料金および増運賃・増料金を前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、また係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して増運賃・増料金は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅または大井町線座席指定列車内において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または普通回数乗車券を使用の旅客はこの限りでない。

3 第 1 項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(中略)

(使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし)

第 272 条 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の普通回数乗車券について準用する。ただし、この

る。)につき 220 円を支払うものとする。

- 2 前項の規定による定期乗車券の払いもどしは、第 271 条の規定にかかわらず、当社の指定した箇所において取扱うものとする。

(中略)

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 277 条の 2 旅客は回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限ってこれを駅に差し出して、すでに支払った 1 枚の回数旅客運賃から使用済み券片数に対する普通旅客運賃と手数料 220 円を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

- 2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの(第 40 条に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く。)であって、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。

(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)

第 278 条 旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30 日を限度とする。)について、乗車券の有

場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚(普通回数乗車券は同一親番の 11 券片を 1 枚とする。)につき 220 円を支払うものとする。

- 2 前項の規定による定期乗車券の払いもどしは、第 271 条の規定にかかわらず、当社の指定した箇所において取扱うものとする。

(中略)

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 277 条の 2 旅客は普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限ってこれを駅に差し出して、すでに支払った 1 枚の回数旅客運賃から使用済み券片数に対する普通旅客運賃と手数料 220 円を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

- 2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの(第 40 条に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く。)であって、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。

(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)

第 278 条 旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくな

効期間の延長を請求し、またはすでに支払った旅客運賃からすでに乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき130円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券については、220円とする。

- (1) 傷い(・)疾病によって旅行を中止したとき
 - (2) 国会から喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき
- 2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。
- 3 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。
- 4 旅客は、第1項および第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(中略)

(列車の運行不能、遅延等の場合の取扱方)

った日の前日までの日数(30日を限度とする。)について、乗車券の有効期間の延長を請求し、またはすでに支払った旅客運賃からすでに乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき130円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券については、220円とする。

- (1) 傷い(・)疾病によって旅行を中止したとき
 - (2) 国会から喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき
- 2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。
- 3 定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。
- 4 旅客は、第1項および第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(中略)

第 282 条 事故発生前に購入した乗車券を所持する旅客は、次の各号に該当する事由が発生した場合、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券を使用する旅客は、他経路乗車の取扱いに限って、また回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還および他経路乗車の取扱いに限ってこれを請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

ア 第 282 条の 2 に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

イ 第 284 条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

ウ 第 285 条に規定する他経路乗車ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から 2 時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、または着駅到着時刻に 2 時間以上遅延したとき。

ア 第 282 条の 2 に規定する旅行の中止および旅客運賃の払いもどし

イ 第 284 条に規定する無賃送還および旅客運賃の払いもどし

2 旅客は、旅行開始前に前項に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券および回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限ってこれを駅に差し出してすでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

（列車の運行不能、遅延等の場合の取扱方）

第 282 条 事故発生前に購入した乗車券を所持する旅客は、次の各号に該当する事由が発生した場合、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券を使用する旅客は、他経路乗車の取扱いに限って、また普通回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還および他経路乗車の取扱いに限ってこれを請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

ア 第 282 条の 2 に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

イ 第 284 条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

ウ 第 285 条に規定する他経路乗車ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から 2 時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、または着駅到着時刻に 2 時間以上遅延したとき。

ア 第 282 条の 2 に規定する旅行の中止および旅客運賃の払いもどし

イ 第 284 条に規定する無賃送還および旅客運賃の払いもどし

2 旅客は、旅行開始前に前項に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限ってこれを駅に差し出

(中略)

(無賃送還の取扱方)

第 284 条 旅客の無賃送還の取扱いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券の券面に表示された駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車（座席指定列車を除く。）による。
- (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない事由によって、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行うことができないときは、他の経路による。
- (4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (5) 旅客が第 2 号および第 3 号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱をしない。

2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払いもどしをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については払いもどしの取扱をしない。

- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、すでに収受した旅客運賃の全額
- (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで

してすでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

(中略)

(無賃送還の取扱方)

第 284 条 旅客の無賃送還の取扱いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券の券面に表示された駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車（座席指定列車を除く。）による。
- (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない事由によって、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行うことができないときは、他の経路による。
- (4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (5) 旅客が第 2 号および第 3 号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱をしない。

2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払いもどしをする。ただし、普通回数乗車券を使用する旅客については払いもどしの取扱をしない。

- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、すでに収受した旅客運賃の全額

送還したときまたは無賃送還中の途中駅に下車したときは次に定める額

- ア 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃
 - イ 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃
- 3 第1項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(他経路乗車の取扱方)

- 第285条 第282条第1項の規定による他経路乗車を取扱う場合、旅客は、同一目的地に至る最短経路による乗車をすることができる。この場合は他の経路による乗車中に、途中下車をすることができない。
- 2 前項の取扱いをする場合は、すでに収受した旅客運賃と実際乗車した区間の旅客運賃とを比較して、過剰額は払いもどしをするものとし、不足額は収受しない。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず実際乗車した区間に対する普通旅客運賃をその乗車券に適用した割引の旅客運賃によって計算する。
- 3 定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客について第1項の取扱

(2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したときまたは無賃送還中の途中駅に下車したときは次に定める額

- ア 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃
 - イ 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃
- 3 第1項の無賃送還を行った場合、**普通**回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(他経路乗車の取扱方)

- 第285条 第282条第1項の規定による他経路乗車を取扱う場合、旅客は、同一目的地に至る最短経路による乗車をすることができる。この場合は他の経路による乗車中に、途中下車をすることができない。
- 2 前項の取扱いをする場合は、すでに収受した旅客運賃と実際乗車した区間の旅客運賃とを比較して、過剰額は払いもどしをするものとし、不足額は収受しない。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず実際乗車した区間に対する普通旅客運賃をその乗車券に適用した割引の旅客運賃によって計算する。

いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払いもどしおよび不足額の収受をしない。

- 4 第1項の規定により定期乗車券を使用する旅客が他経路を乗車中に途中下車した場合は、他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(中略)

(運行休止の場合の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第288条 定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅(定期乗車券については、当社の指定した箇所)に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間(2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。)

の原定期乗車券と同一の種類および有効期間による定期旅客運賃を次の日数(第37条第2項の規定によりは(・)数となる日数を付加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数)で除し、その1円未満のは(・)数を1円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じは(・)数計算した額

ア 有効期間が1か月のものにあつては 30日

イ 有効期間が3か月のものにあつては 90日

- 3 定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客について第1項の取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払いもどしおよび不足額の収受をしない。

- 4 第1項の規定により定期乗車券を使用する旅客が他経路を乗車中に途中下車した場合は、他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(中略)

(運行休止の場合の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第288条 定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅(定期乗車券については、当社の指定した箇所)に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間(2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。)の原定期乗車券と同一の種類および有効期間による定期旅客運賃を次の日数(第37条第2項の規定によりは(・)数となる日数を付加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数)で除し、その1円未満のは(・)数を1円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じは(・)数計算した額

ア 有効期間が1か月のものにあつては 30日

ウ 有効期間が6か月のものにあつては 180日

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては(・)数
計算した額

(中略)

(運行不能、遅延等の場合のその他の請求)

第290条の3 旅客は、第282条または第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条または第307条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。

2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合、または第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車に乘車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

(誤乗区間の無賃送還)

第291条 旅客(定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客を除く。)が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車(座席指定列車を除く。)によって、

イ 有効期間が3か月のものにあつては 90日

ウ 有効期間が6か月のものにあつては 180日

(2) 普通回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては(・)数
計算した額

(中略)

(運行不能、遅延等の場合のその他の請求)

第290条の3 旅客は、第282条または第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条または第307条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。

2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合、または第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車および他の交通機関に乘車船または搭乗することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

(誤乗区間の無賃送還)

第291条 旅客(定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客を除く。)が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期

その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を受けない。

(以下略)

間内であるときに限って、最近の列車（座席指定列車を除く。）によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を受けない。

(以下略)